

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部改正（水産政策課）	1

告 示

高知県告示第367号

昭和49年10月高知県告示第523号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め）の一部を次のように改正する。

平成24年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 小型漁船漁業の表中
「久礼」 久礼漁業協同組合の地区
- 1 主として機船船びき網を使用して営む漁業
2 小型漁船漁業であって1に掲げるもの以外のもの

を
「久礼」 久礼漁業協同組合の地区 小型漁船漁業

に、
「備考 「小型漁船漁業」とは、10トン未満の漁船により行う漁業であって、次に掲げる漁業以外の漁業とする。

- 2隻以上の漁船（農林水産大臣が定める附属漁船を除く。）によりまき網、船びき網、底びき網又は敷網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上であるもの
- 2隻以上の漁船（合計総トン数が10トン未満のものに限る。）によりばら敷網を使用してばらをとることを目的とする漁業
- 総トン数が10トン未満の漁船により釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業
- 総トン数が10トン未満の漁船によりまき網又はすくい網を使用してぶりの種苗をとることを目的とする漁業
- 1から4までに掲げる漁業以外であって、当該漁業に使用する漁船の合計総トン数が100トン以上であるもの

を
「備考 「小型漁船漁業」とは、10トン未満の漁船により行う漁業であって、次に掲げる漁業以外の漁業とする。

- 2隻以上の漁船（農林水産大臣が定める附属漁船を除く。）によりまき網、船びき網、底びき網又は敷網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上であるもの
- 2隻以上の漁船（合計総トン数が10トン未満のものに限る。）によりばら敷網を使用してばらをとることを目的とする漁業
- 総トン数が10トン未満の漁船により釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業
- 総トン数が10トン未満の漁船によりまき網又はすくい網を使用してぶりの種苗をとることを目的とする漁業
- 総トン数が10トン未満の漁船により行うかつお一本釣漁業又はまぐる延縄漁業（久礼加入区に限る。）
- 1から5までに掲げる漁業以外のものであって、当該漁業に使用する漁船の合計総トン数が100トン以上であるもの

に改める。